

尾張旭市監査公表第15号

令和8年2月3日付け尾張旭市監査公表第4号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年3月18日付け7都整第255号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年3月30日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 市原 誠二

都市整備部都市整備課・三郷駅周辺整備推進室

| 監査の指摘事項 | 措置状況 |
|---|--|
| <p>尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第13条第1項によれば、簡易な方法（会計規則第10条）により納入の通知をした納入義務者から納入の申出があったときは、納付書兼領収書（会計規則第2号様式）を当該納入義務者に交付しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、同課は、各筆各権利別清算金明細書にかかる証明代について、納入義務者に対して、簡易な方法により納入の通知をしているにもかかわらず、納付書兼領収書ではなく、別の様式（納入通知書兼領収書（会計規則第1号様式））を交付していた。</p> <p>収入の事務手続を適切に実施されたい。</p> | <p>納入義務者に納付書兼領収書を交付するよう事務を改めた。</p> <p>再発防止に向け、納付書兼領収書を保管するファイルに各筆各権利別清算金明細書で使用する旨の注意書きを貼付した。</p> |
| <p>尾張旭市街づくり（狭あい道路路線整備）支援の助成に関する交付要綱（平成31年尾張旭市要綱等）第9条において、除去及び移転対象者は、尾張旭市街づくり（狭あい道路路線整備）支援要綱に関する基準（平成28年尾張旭市要綱等）第6条に規定する助成金の交付を受ける場合は、尾張旭市街づくり（狭あい道路路線整備）支障物件の除去及び移転に対する助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を市長に提出するものとされている。</p> | <p>要綱等と様式の整合を図るため、様式の改正を行った。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>ここで交付申請書を見ると、「尾張旭市街づくり（狭あい道路路線整備）支援要綱に関する基準第5条の規定に基づく助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。」とされ、本則と様式の整合がないものとなっていた。</p> <p>なお、実際に、除去及び移転対象者は、この本則と整合のない様式を用いて助成金の交付を申請していた。</p> <p>要綱等は整合性のとれたものとされたい。</p> | |
| <p>本市の入札及び随意契約の公表に関する取扱要綱（平成11年尾張旭市要綱等。以下「公表取扱要綱」という。）によれば、制限付き一般競争入札又は指名競争入札による建設工事の契約について、契約締結後に工事契約結果調書を公表する（以下この公表を「工事契約の公表」という。）ものとされている。</p> <p>しかしながら、同課は、暮らしのみち整備工事（制限付き一般競争入札）の契約後に、工事契約の公表をしていなかった。</p> <p>公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。</p> | <p>工事契約結果調書を作成し、公表した。再発防止に向け、支出負担行為事務と同時に公表資料作成事務を行うよう事務を改めた。</p> |
| <p>暮らしのみち整備工事の設計において、舗装工のうち下層路盤工の数量を70㎡と計算していたが、数量計算書から工事数量総括表への転記の際に、誤って「72㎡」と記載していた。</p> <p>このことにより、設計金額を19,993,600円（正しくは、19,990,300円）としてしまい、3,300円の過大設計となっていた。</p> <p>設計事務を適切に実施されたい。</p> | <p>変更設計を行い、適切な数量に修正した。再発防止に向け、数値の確認事務を行う人数を増やすこととした。</p> |